



令和1年5月号(広告)
2019年5月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 豊後支部会長)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第144号
発行担当者:宮田 裕子

一年も3分の1が過ぎ5月が始まりました。今週9日からは東京オリンピックのチケットの抽選申込がスタートするそうです。2013年に東京オリンピック開催が決定した時には「まだまだ先だ」と思っていたのに、気付けば来年なんですね。時の流れの速さに驚愕する今日この頃です。

東京オリンピックも気になるのですが、今月の大きな関心のひとつといえば「改元」ではないでしょうか。

“ 初春の令月にして 気淑く風和らぎ 梅は鏡前の粉を披き 蘭は珮後の香を薫す ”

万葉集からの引用により決定した新元号「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められているそうです。込められた意味を知ること親しみを覚えると同時に、先人の詠んだ歌の日本語の美しさを感じた瞬間でした。令和元年がスタートした今月、気持ち新たに何かを始めてみるのもいいかもしれませんね。

今月のテーマ：改元に伴う対応

改元に先立ち政府は先月1日「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡協議会」を開催し、元号の表示について以下のことを申し合わせました。

- ・改元日前までに作成した文書において、改元日以降、「平成」の表示が残っていても、有効であること
- ・改元日以降に作成する文書には、「令和」を用いること。やむを得ず「平成」の表示が残る場合でも有効であるが、混乱を避けるため、訂正等を行うこと
 - 国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとする
- ・元号を改める政令の公布日（4月1日）から施行日（5月1日）前までに作成し公にする文書には、「平成」を用いること
- ・法令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても、有効であり、原則、改元のみを理由とする改正は行わないこと
- ・国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は「令和元年度」とすること

以上のことから今後取り扱う文書について「平成」の表示が残っていたとしても無効になることはなさそうですが、必要に応じて訂正等の対応を行うのがよいでしょう。

- (対応例)
- ・訂正印や手書きによる訂正
 - ・文書や画面上の表示が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、書面の交付

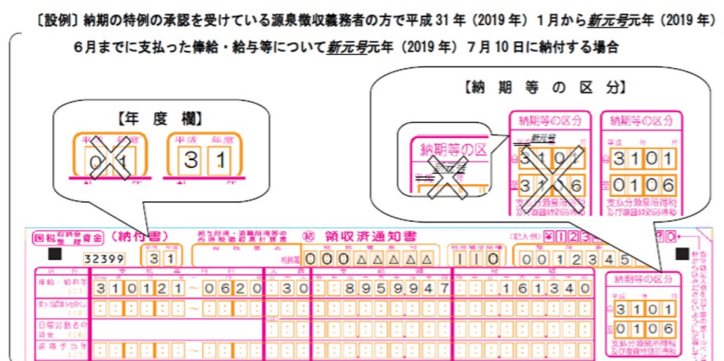
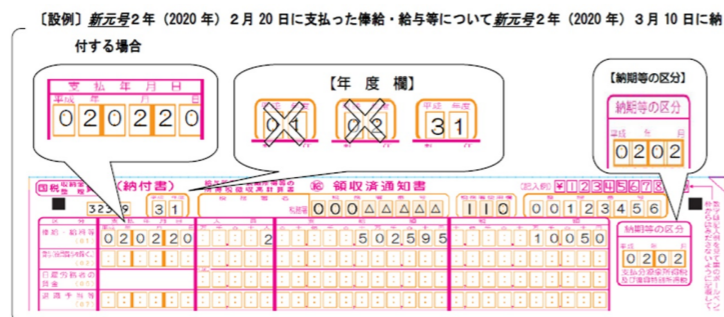
改元に伴う源泉所得税の納付書の記載について

・「平成」が印字された納付書について
印字された「平成」の二重線による抹消や「令和」の追加記載などの訂正は必要ないとされています。

・年度について
平成31年（2019年）4月1日から令和2（2020年）年3月末日の間に納付する場合、「31」と記載します。

右記の記載例は原則的な記載方法です。「年度欄」「支払年月日欄」「納付等の区分欄」に記載する「年」は、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載しても有効なものとして取り扱われます。
新元号が印字された納付書は10月以降に税務署で順次配布される予定です。

(国税庁HPより)



手形・小切手の取り扱いについて

- 1) 改元後における「平成」表記の手形・小切手用紙の利用について
 - ・「平成」表記の手形・小切手用紙は改元後（2019年5月1日以降）も利用できます。
 - ・「平成」表記の手形・小切手用紙を改元後も使用する際には、「平成」の文字を新元号に修正いただくことが考えられますが、新元号表記への修正や訂正印がない場合でも、金融機関はこれを新元号によるものと読み替えて取り扱うため、不渡となることはありません。
- 2) 2019年4月1日～2019年4月30日の間に振り出された手形について
 - ・2019年5月1日以降の支払期日の「年」の表示が「平成」であっても問題ありません。
- 3) 元年表示について
 - ・「（新元号）元年×月×日」、「（新元号）1年×月×日」のどちらでも差し支えありません。

システム改修費について

改元に伴い大規模なシステム改修が行われることが予想されます。こうした改修費は税務上「修繕費」もしくは「資本的支出」で処理されます。「原状回復」、「機能の維持管理」であれば修繕費、「価値の向上」、「耐久性の増加」であれば資本的支出として資産計上となります。
国税庁HP「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」に同様の考え方が示されています。ソフトウェアの効用を維持するために行われるもので、新たな機能の追加、機能の向上等に該当しない場合は修繕費とされています。
ご不明な点等ございましたら、弊社へご相談下さいませ。

「令」の表記について

新元号「令和」の「令」の字ですが、印刷物や手書きで字形がさまざまです。よく知られている「令」と「令」、どちらを使用すればよいのでしょうか。

「令」の文字については、字形として「令」と「令」があることが知られていますが、これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく相違であり、別の字ではありません。このため、元号を表記する際に、どちらを用いても問題ありません。（経済産業省HPより引用）

経済産業省HPのよくある質問に上記のような回答がされていました。字形については「令」でも「令」でも問題ないようです。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は5月16日(木)です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の

5月16日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月10日(金)
6月13日(木)	7・8月決算法人様	6月7日(金)
7月11日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(金)

< 5月スケジュール >

10	金	*4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
16	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	金	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*4月分の社会保険料の納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人)



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

～コラム：知っているようで知らない日本語～

ゴールデンウィークは「かき入れ」時だ！たくさんのお客様を「掻き入れ」で売り上げを伸ばすぞ！！
こんな風に意気込んでゴールデンウィークを過ごされた方もいらっしゃるかもしれません。でもその日本語ちょっと待って下さい。よく耳にする言葉「かき入れどき」、「掻き入れ」と思われがちですが、正しくは「書き入れ」なんです。書き入れ時とは商売が繁盛して、最も利益が上がる時のことです。売り上げが上がり取り引きが増えると、帳簿に「書き入れる」ことが忙しくなることから、「商売が繁盛する」＝「書き入れ時」と言うようになったわけです。帳簿への「書き入れ」、とても大切な作業ですね。大切な「書き入れ」、後回しになっていませんか？正しい損益を知るためにも日々「書き入れ」を行うようにしましょう。

